

2020年5月11日

保護者の皆様

ノートルダム女学院中学高等学校

学校長 栗本 嘉子

## 緊急事態宣言延長に伴うオンライン授業支援金の支給について

### ＋主の平安

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府は5月4日付けで、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日（日）まで延長することを正式に発表しました。同時に5月14日の時点で、状況により解除する可能性についても触れています。

本校では、すでにお知らせのとおり、5月29日(金)まで、オンラインを使った授業を継続して実施します。この想定外の状況が続く中、生徒の皆さんは、本校の教育活動に誠意をもって懸命に努めてくださっており、また保護者の皆様におかれましては、この状況下におけるお嬢様の学習の進捗について温かく見守って頂き、心より感謝申し上げます。オンライン授業の受講にあたっては、各自でWi-Fi等インターネット環境の整備・維持を行っていただいていることと思います。本校ではそうしたオンライン授業を準備・受講するための経費や通信費等に充当していただくための支援金として、全生徒に対して一人あたり一律30,000円を支給することを決定しました。（2020年5月1日時点で在籍中の生徒が対象となり、休学中の生徒は除きます。）

支給方法は、ご登録されている授業料振替口座に振り込みさせていただきます（振込者名：ノートルダム女学院）。5月末までには着金の予定でございますので、オンライン授業に関わる費用に充当してください。

学校に登校でき、様々な学校生活の再開できる日が待たれる中、現在、私たちは引き続き、私たちにできる範囲で最大限の教育活動を継続していくよう鋭意努力を重ねて行きたいと考えております。今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い致します。

以上